

栗東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 地方自治法（昭和22年法律第67条）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象及び監査の期間
 （監査対象施設名） こんぜの里 バンガロー村
 （指定管理者名称） 滋賀県森林組合
 （監査の期間） 令和7年8月29日から令和7年10月3日
4. 監査にあたった監査委員
 大 橋 慎 一 ・ 梶 原 美 保
5. 監査の方法
 令和6年度における公の施設の指定管理にかかる出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
 監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿及び証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等により実施した。
6. 監査の着眼点
 監査は、次の着眼点により実施した。

指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理にかかる出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理にかかる管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

7. 指定管理の概要

- (1) 指定管理者名称
滋賀県森林組合
- (2) 指定の目的
恵まれた地域資源の効果的な活用をもとに、自然にふれあう農林業体験及び野外活動を通じて、学童の豊かな情操形成や都市生活者との交流を深め、もって地域の活性化と活力ある農林業を展開する。
- (3) 業務の範囲
○施設の運営に関する業務
 - ア 施設の受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
 - ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
 - エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務

オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

○施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検・管理に関する業務

イ 施設の清掃に関する業務

ウ 敷地内の清掃等に関する業務

エ 備品類の管理・調達に関する業務

オ 保安警備に関する業務

カ その他の維持管理にかかる業務

(4) 指定管理期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 指定管理費

令和6年度 4, 417, 000円

(6) 決算額

令和6年度 4, 417, 000円

(7) 施設の概要

①名 称 こんぜの里バンガロー村

②所 在 地 栗東市観音寺535番地及び554番地1

③設置時期 平成5年7月

④施設概要

・敷地面積 40, 750㎡

・建物概要

構 造 木造建築2階建 宿泊施設

延床面積 524㎡

施設内容 管理棟1棟、バンガロー（4名×3棟、5名×3棟、6名×3棟）、
テントサイト

8. 監査の結果

令和6年度における指定管理にかかる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、施設の設置から30年以上が経過し老朽化が進んでおり、日頃の施設点検に加え、必要な改修・修繕については所管課と協議の上、確実に行う等により十分な対策を講じ、引き続き利用者の安全確保に努められたい。

今後は、こんぜの里周辺施設のあり方検討を進めている市と協力し施設の運用にも取り組みを行いながら、山の近隣施設との連携による施設運営を進めていくことを期待する。

栗東市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 地方自治法（昭和22年法律第67条）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）
2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。
3. 監査の対象及び監査の期間
（監査対象施設名）栗東市立自然活用総管理棟
（指定管理者名称）滋賀県森林組合
（監査の期間）令和7年8月29日から令和7年10月3日
4. 監査にあたった監査委員
大 橋 慎 一 ・ 梶 原 美 保
5. 監査の方法
令和6年度における公の施設の指定管理にかかる出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。
監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿及び証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等により実施した。
6. 監査の着眼点
監査は、次の着眼点により実施した。

指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理にかかる出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理にかかる管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

7. 指定管理の概要

- (1) 指定管理者名称
滋賀県森林組合
- (2) 指定の目的
中山間地農業の振興を図るとともに豊かな自然を活用し学童を含む都市生活者との体験農業及び農業者との対話、交流により、農業、農村が果たしている社会的役割の認識を深め、併せて憩いの場を提供する。
- (3) 業務の範囲
○施設の運営に関する業務
 - ア 施設の受付、案内に関する業務
 - イ 施設の利用の許可（取り消しを含む）に関する業務
 - ウ 施設の利用料の徴収に関する業務
 - エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務

オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

○施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の保守点検・管理に関する業務

イ 施設の清掃に関する業務

ウ 敷地内の清掃等に関する業務

エ 備品類の管理・調達に関する業務

オ 保安警備に関する業務

カ その他の維持管理にかかる業務

(4) 指定管理期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

(5) 指定管理費

令和6年度 7, 333, 000円

(6) 決算額

令和6年度 7, 333, 000円

(7) 施設の概要

①名 称 栗東市立自然活用総合管理棟

②所 在 地 栗東市荒張1番地11

③設置時期 平成4年4月

④施設概要

・敷地面積 4, 997 m²

・施設概要

構 造 木造混合建築2階建

延床面積 424 m²

施設内容 研修室1室、物産販売所、食堂、トイレ等

8. 監査の結果

令和6年度における指定管理にかかる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、施設の設置から30年以上が経過し老朽化が進んでおり、日頃の施設点検に加え、必要な改修・修繕については所管課と協議の上、確実に行う等により十分な対策を講じ、引き続き利用者の安全確保に努められたい。

今後は、こんぜの里周辺施設のあり方検討を進めている市と協力し施設の運用にも取り組みを行いながら、山の近隣施設との連携による施設運営を進めていくことを期待する。